

農業委員会だより

発行・編集
岩手町農業委員会
平成29年3月31日発行
電話 62-2111 FAX 62-3589



主な内容

- ◆ 農業者年金加入者・受給者の声
- ◆ 農業委員会の業務
- ◆ 農地中間管理事業
- ◆ 平成28年度農業委員会総会議案概要
- ◆ i-サポ・全国農地ナビのご紹介
- ◆ 農業者年金・農業新聞



農業者年金に加入しました

橋本さん宅では、友美さんを中心に水田と畑、同程度の面積を耕作、経営面積は5haを超える。

青年農業後継者である大地さんは、国の支援を受け、月々1万円の掛け金で農業者年金に加入した。

「国民年金に加え農業者年金を合わせて納付するのは大変。でも、国の支援を受けて半分の納付金額で済むことと納付額が全額、社会保険料控除の対象になるメリットは大きい。」と話す晶子さん。

将来的には、畑作の経営規模を増やすことを視野に入れながら、3人そろって笑顔でごぼう出荷作業に精を出していました。

農業者年金を受給しています

主に夏はレタス、冬場は菌床しいたけ栽培を行う滝口幸一さん・のり子さんご夫妻は、「自分で掛けた分だけ貰えたらいい」と思い、農業者年金に加入しました。

掛金は米の収入口座からそのまま前納納付で払い込み。「一旦、財布に入ったお金を納付するのは大変、前納納付だから払えたんです。」と幸一さん。

後からのり子さんも加入し、農業者年金の制度が変わり、脱退する人が多い中、「ここで脱退一時金を貰ってやめてしまえば、一時金を使ってしまう。せっかくここまで掛けたのだから続けよう」と決めました。

年金を受給してまだ1年。将来仕事ができなくなったときに使うため、今はなるべく使わないように生活しているそうです。

若い農業者の方へは、「直接お金を出すのは大変。口座引き落としなら、よし、また頑張ろう。と、思える。やり方によっては支払っていきけるし、受給も80歳までは確保されていることのメリットを伝えたい」と、笑顔で話します。





父の代から葉たばこ農家で、本格的に農業を始める前までは大工の棟梁だった今悟さん。農業者年金を納付していた当時は、国民年金を夫婦二人分に加え、農業者年金で、毎月約5万円の納付は大変だったそうです。

その後、賦課方式だった旧制度分の特例脱退一時金を貰って脱退しました。

しかし、積み立て方式の新制度に変わると、再加入し、今となっては「掛けて良かった。」と実感しています。

現在も葉たばこ農家で生計を立てていますが、10人目のお孫さんの誕生で「孫のために年金を使いそう、掛けててよかった」と、奥様と微笑んでいました。

農業委員会は農地の確保と農地の有効利用を主な業務としています

その目的達成のために、**1. 農地パトロール、遊休農地対策**
2. 農地の貸し借り、売り買いの許認可を行います。

1. 農地パトロール、遊休農地対策

農業委員会では、7月と10月に農地パトロールを行い、町内農地すべての現況確認をしています。委員会が遊休農地と判断した農地所有者には、利用意向調査票を郵送し、農地利用の意向の確認を行います。

2. 農地の貸し借り、売り買いの許認可

農地は農業生産の基盤であり、国民に対する食料の安定供給の確保するための役割を持っています。そのため、農地法では農地所有者が自由に貸し借りしたり、売買することを制限しています。次の①②③に該当する場合は農業委員会で手続きが必要です。

また、手続きにご不明なことがありましたら、農業委員会までご連絡をお願いいたします。

- ①農地を農地として貸し借りや売り買いをするときには農業委員会へ申請が必要です。
(農地法3条の手続きといえます)
- ②農地の所有者が農地を住宅や工場等の農地以外の用地に転換しようとするときには、農地転用申請が必要です。
(農地法4条の手続きといえます)
- ③農地の所有権等の移動を伴い、農地を住宅や工場等の農地以外の用地に転換しようとするときには、農地転用申請が必要です。(農地法5条の手続きといえます)
- ④上記②と③の許可を受けずに農地を転用した場合や計画どおりに転用していない場合は、罰則の適用もあります。

事 項	内 容
違反転用および違反転用における原状回復命令違反	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）

3. その他

農地の貸し借り、売り買いについては農地中間管理事業など条件によっては、農地法手続きよりも有利な制度もあります。ご相談ください。

“いきいき岩手”結婚サポートセンター i-サポをご存知ですか？

少子化による人口減少対策は、岩手町における最重要課題となっており、未婚化、晩婚化がその大きな要因の一つです。

“いきいき岩手”結婚サポートセンター「i-サポ」は、結婚を望む若者に出会いの機会を提供することにより、岩手で、結婚、子育てをするという希望がかなえられるよう、そして、幸せを実感できる「希望郷いわて」が実現できるように、県、市町村、主要民間団体によるオール岩手の体制で設置・運営しています。

町では「i-サポ」登録費用の助成をいたします。



〈i-サポ盛岡〉TEL.019-601-9955

FAX.019-601-9956

〒020-0024 盛岡市菜園 1-3-6 農林会館 6F

■開所時間 / 平日 10:00 ~ 19:00 土日 9:00 ~ 18:00

■休 日 / 祝日、お盆(8月13~16日) 年末年始(12月29日~1月3日)

i-サポ

検索

岩手町では農地中間管理事業に力を入れています

平成26年度に事業開始した農地中間管理事業は農地の貸し手と農地の借り手の仲介を岩手県農業公社が行う事業です。県内に先駆けて事業実施した一方井地区を皮切りに、平成27年度は土川地区、平成28年度は上浮島地区において事業を実施しました。

農地中間管理事業は「農地の貸し手は岩手県農業公社に10

年以上の期間農地を貸し付けすること。農地の借り手は岩手県農業公社に登録し、農地を借り受けること。」が、主な要件です。

農地の貸し手は所有農地の内、田又は畑若しくは両方を公社に貸し出すことで、経営転換協力金の交付対象になり、農地の借り手は農地の新規集積面積に応じて地域集積協力金の交付対象になります。

平成29年度も町内で事業実施を検討しています。各地区の農地の貸し手、借り手の皆様からの情報をお待ちします。

●これまでの農地中間管理事業の実施状況

実施年度	地区	農地面積	集積面積	集積率
平成26年度	一方井	43.3ha	31ha	72%
平成27年度	土川	97ha	37ha	38%
平成28年度	上浮島	130ha	81ha	62%

農地中間管理事業に関する機構集積協力金のあらまし

●農地の貸し手に対する支援

経営転換協力金

- | | |
|----------|--|
| 1. 交付対象者 | ● 経営転換する農業者 ● リタイヤする農業者 ● 農地の相続人 |
| 2. 交付要件 | ● 田又は畑若しくは両方、10年以上岩手県農業公社に貸付け、かつ、公社から借り手に貸付けられること |
| 3. 交付単価 | ● 公社から借り手に貸付けされた新規集積面積（すでに貸借契約済の農地についてはカウントされません）
25,000円/10a（上限700,000円） |

耕作集積協力金

- | | |
|----------|--|
| 1. 交付対象者 | ● 公社の借受農地に隣接する農地を公社に貸付けた人 |
| 2. 交付要件 | ● 10年以上岩手県農業公社に貸付け、かつ、公社から借り手に貸付けられること |
| 3. 交付単価 | ● 公社から借り手に貸付けされた新規集積面積（すでに貸借契約済の農地についてはカウントされません）
10,000円/10a |

●地域に対する支援

地域集積協力金

- | | |
|-----------|---|
| 1. 交付対象地域 | ● 農業振興地域内で、農地の一定割合以上を公社に貸付けた地域 |
| 2. 交付要件 | ● 公社に貸付けた農地面積に占める新規集積面積の割合が30%超の地域に対して、集積面積割合が高い地域から順に予算の範囲内で配分 |

3. 交付単価	地域の農地の貸付け面積割合		平成28年交付単価
	20%超～50%以下		1.5万円/10a
50%超～80%以下		2.1万円/10a	
80%超～		2.7万円/10a	

平成28年度 農業委員会総会 議案概要

毎月行われる農業委員会総会で、審議された主な議案の件数です。

項目	件数	項目	件数
農地法第3条許可	53	農地利用集積計画（利用権設定）	95
農地法第4条許可	0	贈与税等納税猶予届出に係る証明	40
農地法第5条許可	17	農地法適用外証明	50

全国農地ナビのご紹介 <https://www.alis-ac.jp/>

全国農地ナビは全国農業会議所が事業実施主体となり、農地利用の促進を目的として開発されたシステムです。インターネット接続されたパソコンで全国どこでも農地の利用状況が確認できます。

耕作地の貸借、売買をお考えの方は一見の価値あり。

岩手町役場周辺の航空写真です。薄緑色の丸が農地一筆ごとに表示されます。「ラベルの設定」を行うことで農地情報が表示されます。

農業者の老後の備えに 農業者年金に加入しましょう

国民年金第1号被保険者
年間農業従事60日以上
60歳未満なら加入OK

農業者年金は公的年金
税制面で有利です

自分で積み立てて
自分でもらいます

保険料の額は自分で
自由に決められます

終身年金で80歳
まで保証します

保険料の補助制度
もあります



農業者年金は国民年金の不足分をしっかりとカバーします。
経営者だけでなく、夫婦や後継者そろって加入することをおすすめします！
◎加入のご相談は、農業委員、JA新しいわてまたは農業委員会事務局へ

JA新しいわて岩手支所…☎62-2161 農業委員会事務局…☎62-2111

農業者年金受給者の方へ 現況届は必ず提出しましょう

- 現況届は5月末日までに自宅へ郵送されますので、氏名等をご記入のうえ（代理人でも可）、6月30日までに農業委員会へ提出してください。
- 現況届が提出されないため農業者年金基金が受給者の確認ができないときは、11月支払い分から年金が差し止められますので、ご注意ください。

受給者のご家族の方へ

- 受給されている方が亡くなられたときは、届出をお願いいたします。

全国農業 新聞

農政の動きを知り経営に役立てる
週間でお届けする

「全国農業新聞」

地方版で身近なニュースもお伝えしています。

- 発行日 毎週金曜日
- 購読料 1ヶ月700円
- 申込 農業委員会事務局または農業委員へ

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が農業者の立場から編集・発行している「農家のための情報誌」です。是非、ご購入ください。